

# 友新会会則第6条に基づく幹事会細則

## 第1条

幹事会は、友新会会員に次に掲げる特別の事情があると認めるときは、会費の減免をすることができる。

- 一 疾病、高齢等により執務不能又は執務困難なとき
- 二 妊娠、出産、育児、介護等により休業するとき
- 三 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)」に基づき公務員として採用されたとき

四 公益活動のために6か月以上の期間にわたり海外勤務するとき

五 その他前各号に準ずる事情があるとき

## 第2条

幹事会は、減免の対象となる会員の申出に基づき会費の減免を決定する。但し、当該会員に申出をすることが困難な特別の理由がある場合には、申出がなくとも決定することができる。

## 第3条

- 1 幹事会は、諸般の事情に照らして、会費を減額し、又は免除する決定をする。
- 2 減免の期間及び軽減の額についても前項と同様とする。

## 附 則

### 第1条

本細則は、平成18年1月1日から施行する。